

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

第1 総括

1 被害者支援を巡る情勢

令和5年度の神奈川被害者支援センターの活動を振り返ってみると、犯罪被害者等の小さな声を漏らさず聞き取るための新たな施策に取り組んできました。その一つが「若者に向けたSNS相談窓口の開設」であり、また、もう一つは神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との連携強化による被害者支援の充実であります。特に、後者の施策につきましては、相談者（被害者）から感謝の手紙が当センターに寄せられるなど、着実に被害者のニーズに応じた支援が行われた。

性犯罪の被害者に対する被害者支援が増えており、特にカウンセリングを希望する被害者の増加が見られました。このような情勢下において、神奈川被害者支援センターは、神奈川県、神奈川県警察そして当センターで構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構成する一員ですが、サポートステーションの対象犯罪から漏れ落ちた犯罪（痴漢等）についても、積極的に被害者支援ができるよう「漏れの無い支援」そして潜在化しやすい犯罪被害者にも支援の手を差し伸べられるよう努めました。

事業活動は、増加傾向にある犯罪被害者等への支援活動に可能な限り対応するため、基本的事業である電話相談事業、直接支援事業等を推進しました。また、平成24年10月から受託した「いのちの大切さを学ぶ教室」については、内容の充実を図るとともに新たな携帯できる小型のリーフレットを作成

し、各市町村の教育委員会に対し実施の働き掛けを推進しました。

具体的な活動状況としては、電話相談受理状況は、対前年比ではプラス181件、カウンセリング実施状況は、対前年比ではプラス81件で大幅に件数が増加した。当センターの独自事業である直接支援実施状況は、対前年比ではプラス160件と大幅な増加となりました。

県民の犯罪被害者への理解と、被害者支援活動の重要性と被害者支援への協力の確保、並びに当センターの周知を目的とした「犯罪被害者週間キャンペーン」が、毎年11月25日から12月1日までと定められています。この期間内の一日を活用し、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力して新都市センターそごう前においてキャンペーンを実施し、パネル等の展示や県警音楽隊による演奏、啓発グッズの配布などを行っております。

一方、財政面での強化では、既存の支援者、協力者等に対する引き続きの支援をお願いするとともに、新たな資金調達の方策として、公益財団法人日本競輪・オートレース補助協会（JKA）補助事業の申請を行いました。

また、赤い羽根福祉基金特別プログラム「被害者やその家族等への支援活動助成」事業への応募を行い、助成金の獲得に努めました。この助成事業は、犯罪・交通事故・性暴力・DV・児童虐待等による被害者やその家族・遺族を支援する民間の非営利活動(事業)を、資金面から応援する目的で実施するものであります。日本財団に対する助成金申請も従来より増額要求に努めた。

各警察署の犯罪被害者支援ネットワーク総会、各地区のロータリークラブの例会における講話による財政的支援のお願いや企業に対する団体賛助会員への入会、寄付の依頼等を直接担当者に面会して行いました。寄付金付自動販売機

の設置、募金箱設置、ホンデリング活動等による財源の確保に向けた活動も継続し、活動資金獲得のための諸活動を推進し、多くの方から賛同を頂き、活動財源確保に努めました。

2 会員の状況

令和6年3月31日現在、正会員数は172名、個人賛助会員は132名、団体賛助会員は 399団体（合計703名・団体）であった。

3 会費の状況

令和5年度に会費を納入していただいた正会員は146名、個人賛助会員は97名、団体賛助会員は342団体（合計585名・団体）であった。

4 寄付の状況

令和5年度の寄付は、個人57名、団体56団体であった。

第2 支援事業等の実施状況

1 電話相談事業等

電話相談事業は、県相談電話（サポステ）業務を受託していることから、祝休日及び年末年始を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間、ハートラインかながわは月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談員が1日延4名で被害者等からの相談にあたりました。

令和5年度に受理した電話相談等は763件、その内来所相談は7件でありました。また、若者に向けたSNS相談窓口の開設を行い、電話による相談を不得手とする若年層の潜在被害に適切に対応できる仕組みの構築を行いました。

2 カウンセリング事業

今後、カウンセリングの需要は、伸びることが認められることから、体制の強化を図るための取組を行いました。その結果として、令和5年度中、登録カウンセラーによるカウンセリングを179回実施しました。

3 直接的支援事業

令和5年度中、裁判所や検察庁、法律相談等への付添い支援を471回実施しました。

4 被害者の自助グループ支援事業

自助グループ「ジュピター」を9回開催して被害者の早期回復を支援しました。

5 「いのちの大切さを学ぶ教室」事業

県警察からの受託事業として、平成24年から県下の中学・高校に対して実施してきましたが、コロナ禍で開催できなかったことから、令和5年度においても、コロナ禍以前の数値には及ばなかった。

6 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

神奈川県、神奈川県警察、法テラス、横浜市などの関係機関・団体との会議、

研修会、講演会等に参加して情報の共有と連携に務めた。また、県下各警察署で実施の犯罪被害者支援ネットワーク会議は、殆どの警察において対面で開催されたことから、被害者支援の重要性・必要性について改めて説明を行いました。犯罪被害者等延471名の支援調整会議を実施するなど支援活動を推進しました。市の条例制定に向けた活動にも取組み、民間被害者支援センターとして制定の必要性について説明を行いました。

7 被害者支援活動に関する広報啓発事業等

広報啓発事業として次のとおり実施しました。

- (1) 「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」におけるキャンペーン活動は、3年ぶりに県、警察本部と協力して、開催しました。

犯罪被害者等に対する国民の理解と配慮、社会環境を構築することを目的とした「犯罪被害者週間」を横浜駅東口の新都市プラザで開催致しました。このキャンペーンは毎年11月25日から全国で展開されており、神奈川県では、神奈川県、神奈川県警察、神奈川被害者支援センターの三者が共催し、実施しました。キャンペーンでは、パネル等の展示や県警音楽隊による演奏、啓発グッズの配布などを行いました。また、今回のキャンペーンでは、昨年続きかながわ国際交流財団や神奈川県警備業協会青年部の皆様の協力を得て実施することができました。

- (2) 広報誌ハートメッセージによる情報発信、啓発活動

ハートメッセージ38号6,000部、39号4,000部（計10,000部）を作成し、会員のほか 警察署、市区町村、病院等の関係機関、団体等に配付し、被害者支援センターの活動 の周知に努めた。

また、機関誌（ハートメッセージ）の内容の充実を行い、当センターの知名度、認知度をアップさせる観点から、各種の広報媒体を通じた活動をより詳細に掲載することにより、更なる協力者、支援者の獲得を図ることとしました。具体的には、当センターが推進しようとしている「漏れの無い支援」「潜在被害者に対するきめ細やかな支援」をアピールして、当センターの活動に賛同して頂けるようにしました。

「埋もれている協力者等」の発掘に繋がるよう内容の刷新に努めました。

- (3) ホームページ（インターネット）の積極的な活用

県内企業・団体等に団体賛助会員の入会や寄付金の依頼をする場合に、相手方企業・団体が当センターの概要等を確認するのはホームページであることから、その重要性を認識し、活動内容、組織の信頼度、好感度を向上させるとともに、わかりやすい内容、新しい情報の更新に努めるようにしました。

- (4) 他機関等による当センター（サポートステーション）の視察等

令和5年9月6日、永田まりな自民党県議が当センターを視察いたしました

。当センター役員との検討会での質疑では「被害者支援の充実に努めます。」とのことであった。また、令和5年10月10日自民党鎌倉市議団3名が当センターを視察しました。視察後の検討会では、「鎌倉市でも会派の垣根を越えて被害者支援条例制定に向けて取り組んでいきたい」と述べられた。

(5) 関係団体による広報活動

県下各警察署被害者支援ネットワーク総会にて広報・啓発活動等について要請を行い、警察署関係団体等が、市(区)民まつり等の機会を通じて被害者支援の広報(募金)活動を推進した。

駅頭等のキャンペーン(主催は管轄警察署・センターは協賛)活動では、警察署と連携し、駅等の利用者を対象にパンフレット、ウェットティッシュ等を配布しての広報啓発活動を行った。

具体的な活動として、

ア JR小田原駅東西自由連絡通路(小田原署)

11月15日(水) 午後3時30時から(署ネットワーク終了後)

イ 小田急伊勢原駅前(伊勢原署)

11月21日(火) 午後3時30分から(署ネットワーク終了後)

ウ アリオ橋本(相模原北署)

11月23日(木) 午後0時から午後4時まで

エ JR武蔵溝の口駅前(高津署)

11月30日(木) 午前2時から午後3時30分まで

(6) 講師派遣

令和5年度は、外部団体の要請に基づく講師派遣を12回実施した。

8 研修・養成事業

(1) 犯罪被害者等支援員ボランティア養成講座

かながわコミュニティカレッジが主催する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(初・中級)」と、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)」を実施した。

(2) 研修会等の実施

当センターの相談員のスキルアップを図るため、実例に基づく検討や、弁護士、関係機関等からの部外講師による月例研修会を12回、特別研修を4回実施した。

(3) 全国被害者支援ネットワーク主催のスキルアップ研修会への参加

全国ネットフォーラム・秋期全国研修会(東京)に参加、関東甲信越ブロック事務局長会議(幹事県栃木県)に参加した。

秋期全国研修会は、10月14日、15日に開催された

